

消費者機構日本ニュースレター

122号

《本号の目次》

1. 通常総会の傍聴及び記念企画の再案内
2. 消費者志向経営セミナー開催案内
3. 消費者契約法改正、特商法改正の状況
4. 医療情報の提供のあり方検討会への意見及び資料の提出
5. 消費者基本計画工程表への意見提出
6. 「2015年度活動報告会&会員加入のご案内」開催報告
7. 全国の適格消費者団体（14団体）のホームページ公表状況



1. 第12回通常総会および記念講演会のご案内（再）

すでに、ご案内をさしあげているところですが、6月14日（火）に、消費者機構日本第12回通常総会と総会記念講演会を下記要領で開催いたします。

今回は議題の関係で正会員の皆様へのご案内が1週間ほど遅くなっております。お忙しいところ恐れ入りますが、まだ、通常総会・講演会の出欠通知等投函いただいていない正会員の皆様は、早期に投函くださいますようお願い申し上げます。

今回の記念講演会の講師は、消費者委員会委員長の河上正二様です。広範囲な視点での消費者問題や消費者行政の課題、消費者基本計画についてもお話しいただく予定です。会員以外の方々にも聴いていただきたいテーマですので、興味のある方々をお誘いください。正会員以外の皆様の総会傍聴ならびに記念講演会参加のお申込みは、電話、FAX、メールで必要事項（6/14講演会申込み、①お名前、②連絡先—電話番号、FAX番号、メールアドレスのいずれか、③所属団体名またはご職業）をお知らせいただき、下記までお申込みください。所定の申込用紙はありません。

〈講演会の参加申込・問合せ〉

適格消費者団体・特定非営利活動法人 消費者機構日本 セミナー担当

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6階

TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077、メールアドレス seminar10@coj.gr.jp

【第12回通常総会】

1. 日時 2016年6月14日（火） 17時30分～18時30分（受付17時10分）
2. 会場 主婦会館プラザエフ 9階 スズラン

【総会記念講演会】

1. 日時 2016年6月14日（火） 19時00分～20時30分（受付18時40分）
2. 会場 主婦会館プラザエフ 9階 スズラン
3. 参加費 無料
4. テーマ 「消費者行政の今日的な課題と適格消費者団体への期待」

講師 東京大学大学院法学政治学研究科教授
消費者委員会委員長 河上 正二 氏

2. 第 2 2 回消費者志向経営セミナーのご案内 「景品表示法（課徴金）セミナー」

2016年4月1日から、景品表示法の課徴金制度が始まりました。この制度は、景品表示法に違反し措置命令を受けたものに対し、課徴金が課される制度です。

本セミナーでは、景表法の概要、最近の違反事例、課徴金制度に関する解説を、消費者庁の表示対策課の方をお迎えして解説いただきます。加えて、全国の適格消費者団体で景表法に基づいて差止を申し入れた事例などを紹介します。

課徴金が課された事例は今のところありませんが、今後の事業活動のために、会員の皆様にもぜひご参加いただきますようお願いいたします。

記

1. テーマ 景品表示法の課徴金制度、違反事例、差止事例を学ぶ
2. 日時 2016年7月13日（水）
13時30分～16時00分（受付 13:00～）
3. 会場 主婦会館プラザエフ 5階会議室
4. 参加費 お一人様 7,000円（7月7日以降はキャンセル料がかかります。）
5. 対象者 企業・団体の商品開発・広告宣伝・法務・コンプライアンス部門の担当者
6. 規模 50名（申込先着順）
7. タイムスケジュール・講義内容（予定）

時間	内容
13:00～13:30	受付開始（DVD 上映、東京都制作：景品表示法 11 分）
13:30～14:50	講義① 景品表示法の違反事例・課徴金制度 講師：消費者庁 表示対策課 課長補佐（企画担当）原山 康彦 氏 ○景品表示法の概要 ○最近の違反事例 ○課徴金制度に関する解説
14:50～15:00	休憩
15:00～16:00	講義② 適格消費者団体による景品表示法の差止事例 講師：消費者機構日本理事 弁護士 宮城 朗 氏 ○適格消費者団体の差止とは ○適格消費者団体から景品表示法に基づく申入れ事例紹介

8. 申込方法 下記セミナーチラシの 2 枚目またはデータ入力用の申込書にて、消費者機構日本事務局まで F A X か E メール添付でお申込みください。

※お申込後は、当機構よりご記入者様あてに、セミナーのご案内および参加費請求書を郵送でお送りします。2～3日かかる場合がありますので、ご了承ください。お申込み時点で定員を超えていた場合は、すみやかにご連絡いたします。なお今回は、質疑応答の時間が短くなる予定のため、あらかじめ質問事項をお寄せいただくための質問用紙も同封いたします。

ホームページ http://www.coj.gr.jp/seminar/topic_160525_01.html

3. 消費者契約法改正、特商法改正の状況

今通常国会に上程されていた消費者契約法と特定商取引法の一部を改正する法律案が、5月25日に開かれた参議院本会議にて、全会一致で可決しました。

5月20日、同本会議に先立って開かれた参議院地方・消費者問題に関する特別委員会の特商法改正の審議では、議員からの「附則の『施行から5年後』にとらわれず見直しを考えるべき。」との意見に対して政府側からは、「必要が生じれば5年を待たず見直したい。」と答弁されました。また、議員からの「専門調査会ではPIO-NET情報の信頼性をめぐる議論に時間がとられ、本来、検討すべき事項の審議が進まなかったようだ。」との意見に対して河野大臣は、「PIO-NET情報は信頼に足るもの。私が会議に出向いて、そう申し上げる。」と発言しました。一方、消契法改正の審議では、議員からの「残された検討課題の具体的な審議再開時期は。」との質問に対し、政府側は「審議再開に向けて既に準備を開始している。」と発言しました。

また、同委員会においては、同時に両法案の附帯決議案も総員賛成で可決されました。附帯決議案の概要は下記のとおりで、両法の施行にあたり適切な措置を講ずべきよう求めています。

【改正特定商取引法改正に対する附帯決議】の概要

- 「特定権利」制度(※)の運用にあたっては、規制の隙間が生じないように措置すること。
(※)訪問販売において唯一政令指定制が維持されていた権利部分に導入
- 都道府県が行う業務禁止命令が、複数県での発生事案に効力が及ぶよう検討、措置すること。
- 事業者にも再勧誘禁止を遵守させるとともに自主規制強化を促すこと。引き続き高齢者等の被害が多発した場合には、勧誘規制の強化の検討を行うこと。
- 通信販売の虚偽広告等により誤認契約したときの実効的救済措置を検討すること。
- 本法施行後5年を待たず、状況に応じて適時適切な見直しを行うこと。
- PIO-NET情報を今後の法改正に一層活用できるよう、登録情報の分析力の向上を促すこと。など

【改正消費者契約法改正の附帯決議】の概要

- 改正法案等の内容について、消費者・事業者、各種ADR機関、都道府県等への十分な周知。
- 今後の検討課題については、本法成立後遅くとも3年以内に必要な措置を講ずること。
- 適格消費者団体及び特定適格消費者団体への財政・情報面(PIO-NET配備等)支援。
- 消費者庁・消費者委員会・国センの徳島県への移転は、慎重に検討すること。など

なお、両法案は6月3日に交付されました。改正特商法は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、改正消契法は、一部を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行されることとなっています。

4. 「医療機関のウェブサイト等に係る広告規制について」

～ 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会へ意見書と資料を提出 ～

厚生労働省では、内閣府消費者委員会から出された「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」をふまえ、「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」を開催しています。その第1回では、消費者委員会建議をふまえ、検討の論点として下記内容が提案されています。

① 医療機関のウェブサイト等を広告として扱うこと(医療法の広告規制の対象とすること)について。また、その場合の広告できる範囲や手当の必要性について。

②上記①の対応をとらないとしても、医療機関のウェブサイトにおける虚偽・誇大な表示に当たるものは禁止することについて。

そして、5月18日(水)に厚生労働省で開催された「第2回 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」に、当日、検討会のメンバーとして出席されている唯根妙子構成員（当機構常任理事）を通じて、消費者機構日本としての意見書および関連する参考資料の提出を行いました。

提出した意見書および関連資料は、第1回目の提案を受け、第2ワーキング等での議論を経て5月17日開催の第9回理事会において「医療機関のウェブサイト等に係る広告規制について」として意見内容と提出の確認を受けたもので、その意見書の内容は以下の4点です。

1. 美容医療等の一部に限定せず、医療機関のウェブサイト等の表示について規制を検討するというアプローチに賛成する。
2. 優先する要望として、医療機関のウェブサイト等について、医療法上の広告とみなし、規制対象とすることを検討すべきである。
3. 医療法上の広告とみなし規制対象とした場合、消費者に伝えるべき情報が伝わらず、消費者の選択の権利を阻害する等の影響が大きいと考えられる場合は、次善の策として、虚偽・誇大な表示・広告を禁止し、医療機関ホームページガイドラインに法的拘束力を付与すること。
4. いずれの方法でも、行政における執行体制の確保が必要であり、行政の法執行を速やかにすすめるため、不実証広告規制の手続きの採用を求める。

この意見書に添えて、医療機関ホームページガイドラインに抵触するとみられる美容医療機関のホームページ実例と、公告として規制されているバナー広告と規制されていないホームページの表示内容の違いを参考資料として提出しました。

検討会当日は、唯根構成員より、各美容医療機関のホームページの実態報告がされ、構成員全員に現状を確認いただいたうえで、美容医療機関のウェブサイト全般を広告として位置付けることによる広告規制の強化が訴えられました。

5. 消費者基本計画工程表への意見提出

消費者基本計画工程表が5月20日締め切りで消費者庁よりパブリックコメントに付されていました。消費者機構日本としての意見を、理事会検討の上、提出しました。以下はその概要です。

(1) 「軽井沢スキーバス事故を受けた対応」に関して

貸し切りバス事業者における、バス運転手の技能確保や健康管理などの安全確保の取組状況について、セーフティーバスマークで表示がされている。このマークの普及や消費者への周知をすすめることも、課題として明示してはどうか。

(2) 「公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援」に関して

雑誌懸賞に関して、複数の事業者に対し、景品表示法の措置命令が出された。「雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の「施行規則」第4条に反する行為であると思われるが、この点について、雑誌公正取引協議会から何らかの見解が示されたといったことは寡聞にして聞かない。公正競争規約の信頼性確保のためにも、対象となる業種において景表法違反行為があった場合には、当該公正取引協議会からの見解表明や措置の公表などを実施するべきと考える。消費者庁としてもそのような指導を当該公正取引協議会に対して行うことを課題として明示

してはどうか。

(3) 「医療機関のホームページによる情報提供」に関して

美容医療等に関する広告規制の在り方等については、厚生労働省で医療情報の提供のあり方検討会において検討が開始されている。その内容が、美容医療等に係る消費者被害の未然防止に資する内容であるかどうか、消費者庁としても適宜意見を述べて、実効性のある法規制が実現できるように努力されたい。

(4) 「新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等」に関して

機能性表示食品については、消費者庁に届出された情報について、消費者団体や専門家による点検が行われることが必要である。消費者団体や専門家による届出情報の点検の取組を支援し、広報にも協力することを消費者庁自身の課題として基本計画においても明確化すべきである。

(5) 「特定商取引法の見直し」に関して

訪問販売や電話勧誘販売の被害が高齢者に多いことを考えると、あらかじめ勧誘を望まない意思表示を明確にした世帯については、不招請での勧誘を行わないといった程度の規制は検討されてしかるべきである。また、通信販売において虚偽・誇大広告が行われ、消費者が商品の品質や契約条件等の「重要事項」について誤認して意思表示を行った場合の契約取消権の付与を検討すべきである。上記事項につき、具体的な制度検討に着手できるよう、消費者庁としても環境整備をすすめるべきである。

(6) 「電気の小売供給に係る取引の適正化」に関して

電気の小売り供給に関し、電源構成に関する情報は、消費者の選択の権利を保障するために重要な事項である。電源構成の開示は「電力の小売営業に関する指針」において「望ましい」とされているが、現実には、どの程度の事業者で開示がされるのか、点検し、開示を促進していくことが重要である。そのためには、開示の状況を調査公表していくことを基本計画においても課題として明示すべきである。

(7) 「成年年齢の引き下げに向けた動きがある中で若年層への消費者教育強化」に関して

若年層への消費者教育の強化は、喫緊の課題であることは確かであるが、それを成年年齢引き下げの条件整備と位置付けるべきではない。高校を卒業して就職・進学した際に、すぐに成年として位置付けられてしまえば、生活環境の変化と同じ時期に未成年保護の対象外となってしまうことから、現状にもまして若年者の消費者被害が急増するであろうことは想像に難くない。

加えて、成年年齢引き下げについては、消費者被害が急増する可能性を具体的に示して、その動きを強くけん制すべきであり、そのための研究を消費者庁において課題化する必要がある。

(8) 「消費者裁判手続特例法の円滑な施行」に関して

①情報面での支援については、PIO-NET 情報に関する支援に加えて、被害回復に係る検討の端緒となる相談情報について、地方公共団体等の判断によって特定適格消費者団体に提供できる条件整備が必要である。

②財政面の支援については、仮差押えの担保について、支援の具体化が消費者庁において検討されており、実効的なものとなることを期待する。

加えて、下記のような財政支援の検討を求めたい。

- ・ 地方消費者行政推進交付金の先駆的プログラムの対象を、差止請求訴訟制度及び被害回復訴訟制度を活用する際の費用支援に拡充
- ・ 全国消費者団体連絡会で検討が開始されている民間基金に呈する支援
- ・ 将来的な課題として公的基金を設立して差止請求制度と被害回復制度を活用する事業への助成を行うことの検討

③加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度の検討は、すみやかにすすめるべきである。

6. 「2015 年度活動報告会 & 会員加入のご案内」開催報告（5 月 18 日）

消費者機構日本では、年度の活動を報告する会と会員加入のためのご案内を行い、5 月 18 日（水）の午前と夕方に 2 度開催いたしました。

報告会前半（第 1 部）は、2015 年度活動内容の概況報告および法改正等のポイント説明、後半（第 2 部）は非会員で入会検討者向けの案内と新しい消費者被害回復訴訟制度の概要説明になりました。

開催場所：主婦会館プラザエフ 5 階 会議室

参加費：無料

参加者数：

1 回目 第 1 部 14 名 第 2 部 2 名

2 回目 第 1 部 5 名 第 2 部 2 名



時 間（1 回目）	内 容
0：30－11：30	第 1 部 2015 年度活動報告会（1 時間） 2015 年度活動概況 是正申入れ活動（建物賃貸借契約、クリーニング、美容医療、家庭教師派遣、 専門スクール契約） 政策提言活動（消費者契約法、特定商取引法の改正等のポイント説明）
11：30－12：00	第 2 部 会員加入のご案内 消費者被害回復訴訟制度の概要説明、会員の種類、会費等説明

報告会等では質問が出されましたので、その一部をご紹介します。

是正申入れ活動

Q：差止訴訟に至った事例について、当初の申入れ事項からいくつか項目を削って差止事項を確定している。削った理由はなにか。

A：差止請求訴訟では、裁判で提出できる十分な証拠を確保できなかった事項、被害件数が少なく被害額もそれほど高額ではない事項などを削除したが、これは、最も重要な差止事項が改善できれば削除した事項も大方改善できるものであったためである。

政策提言活動

Q：特定商取引法の改正において、諸外国で取り組まれている制度（Do Not Call・Knock 制度⇒電話・訪問勧誘等を拒絶する消費者を名簿登録し、事業者が勧誘できないようにするもの）が導入されなかったのはなぜか。

A：消費者団体全体としては、導入に向けて努力をしたが、一部の業界団体の強い反対があって実現しなかったと考えている。しかし、この件は、次の特定商取引法改正の際、再度検討が必要だと思う。

新消費者被害回復訴訟制度

Q：新しい被害回復制度においても、最初の端緒情報は、消費者からの情報提供がなければ始まらないのか。

A：現在の想定では、差止請求訴訟制度同様、端緒情報がなければ被害回復訴訟制度も取り組み

は始まらない。ただし、COJに1件でも端緒情報があり、国民生活センターに問合せをして、数十件程度の類似の情報提供・未解決事例があれば、検討を開始することになると思う。

7. 全国の適格消費者団体（14 団体）のホームページ公表情報（5 月 1 日～5 月 31 日分）

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体（14 団体）のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

適格消費者団体名	公表情報(5月1日～5月31日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 http://www.coi.gr.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5 月 19 日：(株)メディアハーツから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2121.html ■ 5 月 23 日：(株)プライド・トゥー・ピーから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2124.html ■ 5 月 23 日：(株)アイティールライフから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2126.html ■ 5 月 25 日：(株)NTTドコモに対して終了通知書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2129.html
《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5 月 2 日：プロバイダサービス「MOU」を運営する(株)DEXに対して、当団体の申入れや要請等に対する同社の対応に関して、「通知書」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000604 ■ 5 月 9 日：貸衣装会社(株)Wedding Salon Prece<(株)Veauから社名変更>と富久屋マネジメント(株)は、大阪高裁の執行抗告の棄却決定を不服として、許可抗告を申立てていましたが取下げました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000607 ■ 5 月 13 日：(株)DEXが提供するプロバイダサービス「MOU」の契約を検討されている消費者の皆さんへ。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000606

	<p>■5月17日：消費者庁の「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」に対する意見を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000608</p> <p>■5月20日：消費者庁の「第3期消費者基本計画工程表 改定素案」に対する意見を提出しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000609</p> <p>■5月30日：プロバイダサービス「iSmart接続-Fひかり」を運営する(株)フォーバルテレコムに対して「要請(その3)兼お問い合わせ(その4)」を送付していましたが、「回答書」が届きました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000614</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■5月20日：アプライド(株)差止請求訴訟第4回期日の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/645</p> <p>■5月20日：永代ハウス株式会社回答受領の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/648</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>■5月26日：株式会社マイホーム情報不動産に対し、契約書等書式開示に関する再度の申し入れを行いました。 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html</p>

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077